

医科点数表第2章第10部手術の通則第5及び6 (歯科点数表第2章第9部の通則4を含む)に掲 げる手術に係る施設基準

1. 区分1に分類される手術

		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0件
イ	黄斑下手術等	0件
ウ	鼓室形成手術等	0件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0件

2. 区分2に分類される手術

		手術の件数
ア	靭帯断裂形成手術等	7件
イ	水頭症手術等	0件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
エ	尿道形成手術等	1件
オ	角膜移植術	0件
カ	肝切除術等	0件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	1件

3. 区分3に分類される手術

		手術の件数
ア	上顎骨形成術等	0件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0件
エ	母指化手術等	0件
オ	内反足手術等	0件
カ	食道切除再建術等	0件
キ	同種死体腎移植術等	0件

4. 区分4に分類される手術

手術の件数

187件

その他の区分に分類される手術

		手術の件数
人工関節置換術		4件
乳児外科施設基準対象手術		0件
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術		16件
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しない ものを含む)及び体外循環を要する手術		0件
経皮的冠動脈形成術、 経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術		136件

※ 「手術の件数」欄は、令和7年4月1日現在届出が受理されている項目について、
令和6年1月から令和6年12月に実施した症例数を記載。